明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○法務省令第十二号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十条第三項及び第十一条第三項の規定に基づき、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

法務大臣　齋藤　健

少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令

少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

第一表

改正後	改正前
（教育調査官） **第十一条**　東日本少年矯正医療・教育センターに教育調査官二人を、多摩少年院、瀬戸少年院及び浪速少年院にそれぞれ教育調査官一人を置く。 ２　［略］ （少年院の統括専門官） **第十五条**　少年院及びその分院を通じて統括専門官百四十一人以内を置く。 ［２・３　略］ （少年鑑別所に置く課等） **第十八条**　［略］ ２　前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、秋田少年鑑別所、松江少年鑑別所及び徳島少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。 （医務課を置く少年鑑別所及びその所掌事務） **第二十一条**　第十八条の課のほか、札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、福岡少年鑑別所、熊本少年鑑別所及び那覇少年鑑別所に、医務課を置く。 ２　［略］ （地域非行防止調整官） **第二十二条**　東京少年鑑別所及び大阪少年鑑別所にそれぞれ地域非行防止調整官三人を、札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、静岡少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、神戸少年鑑別所、岡山少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所及び福岡少年鑑別所にそれぞれ地域非行防止調整官一人を置く。 ２　［略］ （鑑別調査官） **第二十三条**　東京少年鑑別所及び大阪少年鑑別所に、それぞれ鑑別調査官一人を置く。 ２　［略］ **別表第一**（第一条関係） ［略］	（教育調査官） **第十一条**　東日本少年矯正医療・教育センターに教育調査官二人を、多摩少年院、久里浜少年院、瀬戸少年院、京都医療少年院及び浪速少年院にそれぞれ教育調査官一人を置く。 ２　［同上］ （少年院の統括専門官） **第十五条**　少年院及びその分院を通じて統括専門官百四十四人以内を置く。 ［２・３　同上］ （少年鑑別所に置く課等） **第十八条**　［同上］ ２　前項の課のほか、少年鑑別所（旭川少年鑑別所、青森少年鑑別所、秋田少年鑑別所及び徳島少年鑑別所を除く。）に、それぞれ首席専門官一人を置く。 （医務課を置く少年鑑別所及びその所掌事務） **第二十一条**　第十八条の課のほか、札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、福岡少年鑑別所、長崎少年鑑別所、熊本少年鑑別所及び那覇少年鑑別所に、医務課を置く。 ２　［同上］ （地域非行防止調整官） **第二十二条**　東京少年鑑別所に地域非行防止調整官二人を、札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、静岡少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、岡山少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所及び福岡少年鑑別所に、それぞれ地域非行防止調整官一人を置く。 ２　［同上］ （鑑別調査官） **第二十三条**　東京少年鑑別所及び大阪少年鑑別所に、鑑別調査官一人を置く。 ２　［同上］ **別表第一**（第一条関係） ［同上］

名称	位置
［略］	

名称	位置
［同上］	